

第5編 船舶災害対策編

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、船舶対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 関東運輸局は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 関東運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 関東運輸局は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災意識の向上

第三管区海上保安本部は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止意識の向上に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- (1) 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- (2) 港湾における航行制限
- (3) 港内における工事・作業等についての規制
- (4) 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。
- (2) 県は、第三管区海上保安本部との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。〔くらし安全防災局〕
- (3) 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。〔警察本部〕
- (4) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。

[政策局、くらし安全防災局]

- (5) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 搜索、救助・救急活動

ア 第三管区海上保安本部は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関して専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

イ 県警察は、搜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び沿岸市町は、関係機関と協議の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 沿岸市町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 訓練の実施

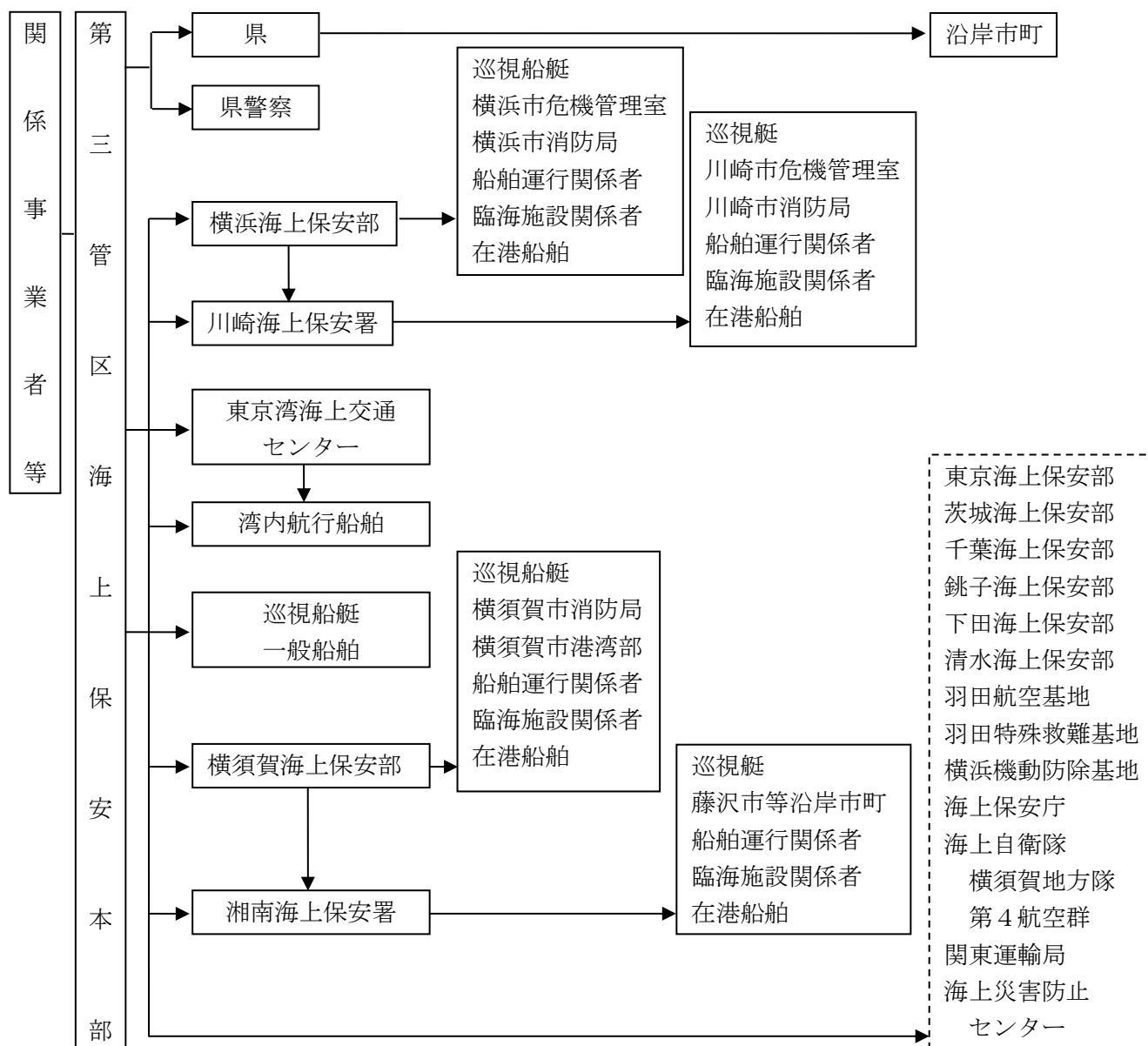
第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 船舶事故情報の連絡

【船舶等の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 関係事業者等は、大規模な船舶事故が発生した場合は、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 第三管区海上保安本部は、大規模な船舶事故が発生した場合、事故情報を県及び関係機関へ連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、関係沿岸市町、関係機関等へ連絡します。

2 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者は、大規模な船舶事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 沿岸市町は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、船舶災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、沿岸市町等からの情報を収集するとともに、映像情報による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 沿岸市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策等の活動状況を沿岸市町に連絡します。
- (4) 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 海上保安庁長官

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センター（横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域）に、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

3 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 沿岸市町の活動体制

(1) 沿岸市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 沿岸市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、市町災害対策本部を設置します。

(3) 沿岸市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 関係事業者の活動体制

(1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。

(2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

6 広域的な応援体制

(1) 沿岸市町長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町を応援するよう指示します。

(3) 知事は、沿岸市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

- イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- (4) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 沿岸市町長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 捜索活動

第三管区海上保安本部、県警察、消防機関等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施します。

2 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 沿岸市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

3 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、船舶の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

4 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び沿岸市町の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資 料

風水害編 5-2-3 海上保安部と消防機関との業務協定

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止します。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じ確保します。

第5節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第7節 その他第三管区海上保安本部の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成 18 年 1 月 31 日国土交通省令第 4 号）に基づき、災害救助用物品を被害者に対して無償貸付し、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講じる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航空制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第8節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。